

## ネパール 2018 年経済センサス 確報結果 National Report No. 2-2 の概要

ネパールでは史上初めてとなる、すべての事業所<sup>1)</sup>を調査対象<sup>2)</sup>とする 2018 年経済センサス（事業所の国勢調査）が、2018 年 4 月 14 日を調査期日として実施された。その後、14 か月に及ぶ集計期間等を経て、2019 年 7 月 1 日、確報結果の第一報が公表された。続いて、同年 9 月 1 日に第二報、また、2020 年 1 月 2 日に第三報、同年 5 月 5 日に第四報が公表され、このたび、第五報が公表されたので、その概要を以下に報告する。

### 1. 大規模事業所の売上が全体の 4 割弱を占めている。

2017/18 年（ビクラム暦では 2074 年）におけるネパール全国の事業所の年間売上高は、2 兆 9156 億ルピー（1 ルピー≒¥1）となっている。これを従業者規模別にみると、大規模事業所<sup>3)</sup>（従業者 100 人以上）が 1 兆 1012 億ルピーで最も多く、全体の 37.8%となっている。次いで、零細事業所<sup>3)</sup>（従業者 1～9 人）が 9357 億ルピー（同 32.1%）、小規模事業所<sup>3)</sup>（従業者 10～49 人）が 6029 億ルピー（同 20.7%）及び中規模事業所<sup>3)</sup>（従業者 50～99 人）が 2758 億ルピー（同 9.5%）となっている。

これを日本と比較すると、大規模事業所が 1181 兆 3560 億ルピーと最も多く、全体の 72.7%となっている。次いで、小規模事業所が 206 兆 9358 億ルピー（同 12.7%）、零細事業所が 121 兆 2444 億ルピー（同 7.5%）及び中規模事業所が 113 兆 2665 億ルピー（同 7.0%）となっている。

次に、1 事業所当たりの年間売上高<sup>4)</sup>でみると、大規模事業所が 6 億 6059 万ルピーで最も多く、続いて、中規模事業所が 1 億 3979 万ルピー、小規模事業所が 1789 万ルピー及び零細事業所が 108 万ルピーとなっている。

その次に、1 従業者当たりの年間売上高<sup>4)</sup>でみると、大規模事業所が 198 万ルピーで最も多く、続いて、中規模事業所が 210 万ルピー、小規模事業所が 100 万ルピー及び零細事業所が 51 万ルピーとなっている。

### 2. 零細事業所の利益が全体の 4 割弱を占めている。

2017/18 年におけるネパール全国の事業所の年間利益は、8532 億ルピーとなっている。これを従業者規模別にみると、零細事業所が 3242 億ルピーで最も多く、全体の 38.0%となっている。続いて、大規模事業所が 2351 億ルピー（同 27.6%）、小規模事業所が 2084 億ルピー（同 24.4%）及び中規模事業所が 855 億ルピー（同 10.0%）となっている。

次に、1 事業所当たりの年間利益<sup>4)</sup>でみると、大規模事業所が 1 億 4105 万ルピーで最も多く、続いて、中規模事業所が 4333 万ルピー、小規模事業所が 618 万ルピー及び零細事業所が 38 万ルピーとなっている。上述のとおり、事業所の従業者数が多くなるほ

ど、すなわち、事業所の規模が大きくなるほど、利益が多くなっており、ネパールにおいても「規模の経済性」の経済理論が成り立っていることがわかる。

その次に、1従業員当たりの年間利益<sup>4)</sup>でみると、大規模事業所が42万ルピーで最も多く、続いて、中規模事業所が65万ルピー、小規模事業所が35万ルピー及び零細事業所が18万ルピーとなっている。

- 1) ここでいう事業所とは、固定の場所で経済活動を営み、固定的な設備を所有しているところであり、国際標準産業分類第4版 (ISIC) における **Establishment** の定義に準じている。ネパールでは、この **ISIC** に基づいたネパール標準産業分類 (**NSIC**) が使用されている。  
一方、広義の事業所には、**Fixed** (固定の事業所) 及び **Movable** (移動可能であるが、固定の場所で営業している事業所) のほか、**Mobile** (移動しながら営業している事業所) も含めて3種類とする場合があるが、この結果には、**Fixed** 及び **Movable** のみが含まれており、固定的でない **Mobile** は含まれていない。
- 2) ネパール 2018 年経済センサスでは、次の産業に属する事業所は、国際的な実例に基づき調査対象としていないため、結果には含まれていない。農林漁業 (**NSIC Section A**) に属する事業所のうち公的な機関に登録されていない事業所、官公庁等 (**NSIC Section O**)、個人のホームヘルパーなどの世帯活動 (**NSIC Section T**) 及び大使館や国際機関等の外国公務の施設 (**NSIC Section U**)。
- 3) 本稿では、大規模事業所を従業員 100 人以上、中規模事業所を従業員 50~99 人、小規模事業所を従業員 10~49 人及び零細事業所を従業員 1~9 人とする。
- 4) 1事業所当たりの売上高及び利益の分母となる事業所数は、単独事業所及び本社 (本所及び本店を含む) のみの事業所数であり、支社 (支所及び支店を含む) は含まれていない。また、1従業員当たりの売上高及び利益の分母となる従業員数も同様である。
- 5) 本稿に掲載されている日本の数字は、すべて 2016 年経済センサス活動調査の全国結果による。

2018 年経済センサスの結果は、中央や地方政府における各種政策や計画の立案に利用されるほか、大学や研究所における学術研究、民間部門における経営戦略や市場調査等に利用される。この結果の英語版は、次のネパール中央統計局 (CBS) 等のページから参照可能である。

<https://cbs.gov.np/economic-census/> ネパール中央統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/nepal/nepal.html> 総務省 HP

2018 年経済センサスは、ネパール中央統計局が実施機関であり、日本国政府及び国際協力機構 (JICA) は、「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」 (技術協力プロジェクト) を通じて、2016 年 3 月以降、総務省統計局等から専門家を派遣し、これを支援している。

国際協力機構は、現在、ネパールの他、エジプトでも統計支援を行っており、過去には、カンボジア、インドネシア、スリランカ、フィリピン、アルゼンチン、メキシコ等にも、総務省統計局等から専門家を派遣し、支援してきたところである。